

ID: 5

担当部署: 総務部 文書法制課

<p>処分の概要</p>	<p>過料</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市個人情報保護条例 第58条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成16年条例第19号</p>		
<p>【根拠条文】 第58条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 18

担当部署: 総務部 文書法制課

<p>処分の概要</p>	<p>手数料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市手数料条例 第2条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成12年条例第8号</p>		
<p>【根拠条文】 (手数料の額等) 第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称及び額は、別表のとおりとする。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、1事項、1通又は1人ごとに1件として手数料を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 1通の文書により2以上の事項の証明の申請があったとき。 (2) 同一事項について2通以上の証明の申請があったとき。 (3) 2人以上の者を列挙して同一の事項の証明の申請があったとき。</p> <p>別表 (省略)</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 20

担当部署: 総務部 文書法制課

<p>処分の概要</p>	<p>過料</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市手数料条例 第7条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成12年条例第8号</p>		
<p>【根拠条文】 (過料) 第7条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 21

担当部署: 総務部 文書法制課

<p>処分の概要</p>	<p>督促手数料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 第4条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和33年条例第14号</p>		
<p>【根拠条文】 (督促手数料) 第4条 督促状を発したときは,1通につき80円の督促手数料を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>令和 2 年 10 月 1 日</p>

ID: 22

担当部署: 総務部 文書法制課

<p>処分の概要</p>	<p>延滞金の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 第5条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和33年条例第14号</p>		
<p>【根拠条文】 (延滞金) 第5条 徴収金を納付しなければならない者が督促状に指定した納期限後に、その徴収金を納付する場合においては、当該徴収金額が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該徴収金額に納期限(その徴収金に係る納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。)の翌日から完納の日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第2項の規定による。 (延滞金の割合の特例) 2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>令 和 3 年 10 月 1 日</p>

